



有料職業紹介 基本契約書



株式会社クロサワエンジニアリング
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 5-4-10 ベルスベイサイド 3 F



有料職業紹介に関わる基本契約書

（以下、「甲」という）と、株式会社クロサワエンジニアリング（以下、「乙」という）は、乙が甲に対して行う人材紹介コンサルティングに関する基本契約を以下の通り締結する。

第1条（委託事項）

甲は乙に対して、人材採用に関するコンサルティングを委託し、乙はこれを受託する。

第2条（活動事項）

乙は甲の依頼内容に基づき、当該人材を紹介するものとする。

第3条（通 知）

乙により紹介された人材を甲が採用決定した場合（以下、これを「新規採用者」という）内定通知書を書面にて通知する事とする。

第4条（報 酬）

本契約に基づく人材紹介の結果、甲が被紹介者の採用を決定し、当該紹介者が甲に入社した場合、甲は、別途定める「有料職業紹介契約に関する覚書」に定めるコンサルティング料を支払う。

※報酬には消費税は含まれないものとし、別途定められた消費税をコンサルティング料と合わせて請求するものとする。

第5条（支払方法）

文章による別段の取り決めがない限り、乙は新規採用者の入社確認後、入社月末までに 第4条に基づく報酬を請求し、甲はその翌月末までに乙の指定する銀行口座に消費税とともに全額振り込むものとする。

第6条（保証事項）

新規採用者が入社日より起算し90日以内に自己都合により退職した場合（但し、死亡・病気及び甲の責に基づく事由に起因する場合を除く）は、乙は甲に対して、第4条並びに第5条に基づき支払われたコンサルティング料（消費税含む）の50%を返還するものとする。

第7条（守秘義務）

甲および乙は本業務により知り得た相手方の営業上の機密、紹介した人材及び新規採用者の個人情報保護し、正当な理由なくしていかなる第三者にも、一切開示、提供しないものとする。尚、本条は本契約が終了した後も3年間有効に存続するものとする。

第8条（有効期間）

本契約の有効期間は契約締結日より1年とする。但し、有効期間満了の1ヶ月以前に甲または乙より変更もしくは解約の申し入れがない場合は、各1年毎に自動的に更新されるものとする。

第9条（協議事項）

本契約に定めなき事項に関しては、その都度、甲乙協議の上、円満に解決するものとする。

本契約締結の証として本書二通を作成し、甲乙両者記名捺印のうえ各一通を保有する。

[Redacted]

甲

住 所：

社 名：

[Redacted]

乙

住 所：神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 5-4-10

ベルスベイサイド 3F

社 名：株式会社クロサワエンジニアリング

代表取締役 黒澤 哲

有料職業紹介事業許可：(14-ユ-020013)

